

研究機構・研究と報告 NO. 133

Jichiroren Institute of Local Government 2019・4・16

自治労連・地方自治問題研究機構:FAX: 03-5940-6472 <http://www.jilg.jp/>

〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7 自治労連会館3F

文化財の保存から活用へ 現状と課題

泰井良(静岡県立美術館上席学芸員、美術史家)

はじめに

「アベノミクス」に象徴される政府の経済政策は、大企業や高額所得者を優遇し、労働者や国民の生活・福祉を軽視するものに他ならない。そのため、労働者の代表で構成される全国の労働組合は、こうした政府の政策に反対し対峙してきた。

これと同様に、文化政策においても、政府は、「稼ぐ文化」に傾倒し、文化財の保存・継承よりも、活用を優先させるという偏った政策に舵を切ろうとしている。そのことは、山本幸三地方創生相(当時)による「一番のがんは文化学芸員と言われる人たちだ。観光マインドが全くない。一掃しなければ駄目だ」という問題発言に端的に表れている。この発言の背景には、国民の大切な財産である文化財を保存・継承する意識が希薄で、むしろ文化財を観光やインバウンドに活用し、磨耗させようという意図が見え隠れする。

そこで本小論では、政府の主な文化政策の現状と課題を分析したうえで、今後の文化財及び文化政策、美術館・博物館は、どうあるべきかについて私見を述べてみたい。

1 2018年度・2019年度文化庁予算案

まず、文化庁予算案については、以下に要点を示す。

全体的な特徴は、「稼ぐ文化」という政府方針を反映している。観光や文化財の「活用」に関する予算を増額する一方で、アーカイヴなど、これまで継続してきた事業が徐々に削減されている。

観光や文化財の「活用」に傾斜する一方で、国民の文化享受や自由な創造活動に対する予算は削減する。

こうした傾向は、2018年度に始まり、2019年度も継承されている。具体的には、自治体が計画する芸術活動に対する助成が1.5億円削減、劇場・音楽堂への支援が1.3億円削減されたのに対して、新規事業「地域の美術館・博物館クラスター形成」(地域に点在する文化財などを集合体として捉えて観光振興、多言語化、国際発信などを美術館・博物館を中心に行なうもの)に12.5億円が計上されており、このような補助金の名目と名称を変えて政府の思惑通りに政策転換する手法を取っている。

2 文部科学省 公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループにおける論点整理 (案)

このワーキンググループは、文部科学省内に設置されたものであるが、実質的には、内閣府が人選や議事などを掌握するかたちで進められた。明らかに、文化政策に対する政府の介入が見られ、文化財や文化政策の所管を教育委員会から首長部局に移管し、文化財の保存から活用へと舵を切ろうとする政府の思惑が見受けられる。以下には、検討された論点を列挙する。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/012/index.htm

○社会情勢の変化の中、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設には、近年、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点等の新たな役割が期待され、地域の課題解決に向けた学習と活動の拠点としての機能を強化することが一層求められるようになってきている。

○現在、公立社会教育施設については、教育委員会の所管とすることが関連法令において定められているが、地方公共団体からの提案を踏まえ、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、公立博物館について、「まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を構ずる。」こととされた。

○これらを踏まえ、公立博物館をはじめとする公立社会教育施設について、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすること等に関して、専門的な見地から検討を行うため、平成 30 年 2 月 9 日、中央教育審議会生涯学習分科会の下に「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ（以下「本 WG」という。）が設置された。

3 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律

先のワーキンググループでの検討結果をふまえて、政府は、文化財に関する所管を教育委員会から首長部局に移管することのできる法律を国会で可決した。衆参両院での質疑は、僅か 8 時間程度で、共産党以外は、全く疑義を唱えていない。文化財や文化・芸術に対する国民とその代表である国会議員の意識の低さが表れている。

結論としては、文化財の保存と活用を自治体首長の権限に委ねること。これまでの教育委員会所掌事務から首長部局への移管により、文化財の保存から活用への傾斜が図られ、社会教育的な視点が縮小することが懸念される。

なお、静岡県では、平成 31 年 4 月より、文化財保護課をこれまでの教育委員会から知事事務局へ移管する動きをしており、政府の方針に対応したものと考えられる。

4 コンセッション方式による美術館・博物館の運営

文化財行政の教育委員会から首長部局への移管及び文化政策の一元化に続いて、政府は、コンセッションによる美術館・博物館の運営を打ち出している。

コンセッション方式とは、国や自治体が公共施設などの所有権をもったまま、運営権を民間企業に売却するやり方である。国や自治体には売却益が入り、運営のための財政負担がなくなるとされる。また民間企業は、サービス内容や施設利用料の設定などで幅広い裁量が認められ、独立採算となる。しかし、民間による利益優先の考え方とやり方が、文化・芸術に馴染むものかの検証はできていない。加えて、文化財保護体制の確立なくして、この方式を導入する危険性についても警鐘を鳴らしたい。

なお、大阪市と鳥取県では、すでにコンセッション方式による美術館・博物館の運営について検討を始めている。

5 政府案「リーディング・ミュージアム」

さらに、政府は、アメリカの美術館・博物館を先進事例とする「リーディング・ミュージアム」を政府案として発表した。

これは、作品を購入し、その価値を高めたうえで、高額で売却するというもので、つまり美術館に「オークションハウス」のような役割を担わせるものである。そのための予算と人材（学芸員など）の強化を図るとしている。

公立美術館の使命は、コレクションを後世に残し伝えることであることは言うまでもない。それゆえ、作品を売買するという考え方は、公立美術館には馴染まないのではないかと考える。

例えば、大切な作品を公立美術館・博物館に寄贈した方は、それが売却されると聴いたら、どうなるであろうか。言うまでもなく「作品を返して欲しい」ということになるだろう。これは、公立美術館・博物館の社会的信用に関わる重大な問題である。

この政府案に対しては、公立美術館・博物館の全国組織である全国美術館会議や日本博物館協会が抗議声明を発表するなど、激しい批判が起こったため、現在、政府は、この案を引っ込めたかたちになっているが、今後再浮上しないとも限らない。

6 菅義偉官房長官による「多言語化」の指示

さらに政府は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、2012年に開催されたロンドンオリンピック・パラリンピックに併せて実施した文化プログラムのレガシーを上回るプログラムを実施しようと構想しており、それに伴うインバウンドの受け入れに躍起になっている。そこで起きたのが、菅義偉官房長官による「多言語化」の指示である。

一昨年、東京国立博物館を視察した菅義偉官房長官は、キャプションなどが多言語化(英語、フランス語、ハンガール語、中国語など)されていないことを指摘し、可及的速やかに多言語化することを強く指示した。その後、速やかに実施できない場合には、国立博物館及び美術館の運営を独立行政法人からコンセッションに移管させるという圧力をかけている。これにより、国立美術館・博物館の現場は、大きく困惑・混乱したことが漏れ聞こえてき

ている。

しかしながら、英語やフランス語であればまだしも、ハングル語や中国語の翻訳の質を確認・担保できる職員は館内にはいないであろう。サービスの質が問題となる危機的な出来事である。

まとめ

さて、これまで政府の文化政策について、その要点と課題を見てきた。こうした政府の一連の動きは、「アベノミクス」の失敗を補填しようとするものであり、美術館・博物館の「観光施設化」に他ならない、と私は考える。

言うまでもなく、美術館・博物館は、文化施設であるとともに、社会教育施設である。なぜなら、美術館・博物館は、教育基本法を上位法とする社会教育法に連なる博物館法によって、その役割が明確に規定されているからである。

文化・芸術を経済や観光、インバウンドのツールとする考え方は、憲法 25 条第 1 項に定められた「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という「生存権」の侵害にもつながるのではないだろうか。国民は、生活の中に文化・芸術を取り入れ、それを十分に享受する権利を有しているのであり、その文化・芸術を政府の思惑によって濫用されたり、趣旨を捻じ曲げられたりすることは、断じてあってはならないことである。

人口減少の中で、東京など大都市圏の人口を確保しながらも、地方自治体を連携させ合理化・効率化しようとする政府の動きは、総務省による「自治体戦略 2040 構想研究会」でも明らかだが、経済的な効率性・合理化の流れは文化・芸術にも浸透してきていると考えられる。

これからも我々は、こうした問題について、広く声を挙げ、議論・検討していくべきではないだろうか。

さらに これからの美術館のために

最後に、公立美術館学芸員、美術史家として、私見を述べておきたい。

政府や政権の短期的な時流に流されないためにも、美術館はしっかりとした使命とコレクション・ポリシーを持つべきである。例えば、静岡県立美術館には、つぎのような「使命」が定められている。

「静岡県立美術館は、創造的で多様性に富んだ社会を実現していくために存在します。そのためにコレクションを基盤として、人々が美術と出会い、新たな価値を見出す体験の場をより多く提供するとともに、地域をパートナーと考える経営を行い、日本の新しい公立美術館となります。」

またコレクション・ポリシーとして、次の 5 つを掲げている。

- ① 17 世紀以降、日本と西洋で制作された風景画
- ② ロダンを中心とする国内外の近代以降の彫刻
- ③ 20 世紀以降の美術動向を示す作品
- ④ 静岡県ゆかりの作家、作品

⑤ 富士山をモチーフとした作品

全国の美術館も独自の使命とコレクション・ポリシーを有しており、今後は、これらの理念をもとに、個性的な活動していくことが期待できる。

つまり、海外の美術館などから有名な作品を借用しての「ブロックバスター」的な展覧会ばかりに終始するのではなく、美術館のコレクションを学芸員がしっかりと調査・研究し、その魅力を教育・普及していくことが大切であると考えます。

具体的には、東京都を例にとれば、上野公園や六本木エリアばかりに目を向けるのではなく、区立の美術館(板橋区立美術館の「池袋モンパルナス」、目黒区美術館の鑑賞者教育、世田谷美術館の「素朴派のコレクション」など)にもっと目を向け、美術館を敷居の高いものではなく、日常的にふらっと足を運べるような気楽な場所にするべきである。

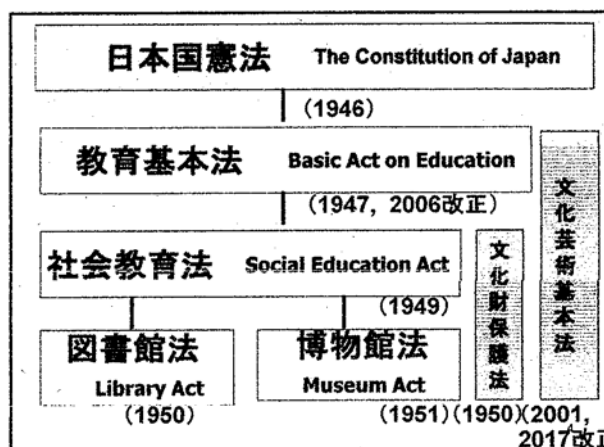
私は、文化財の活用をすべて否定するつもりはない。しかし、活用するためには、何よりもまず文化財を保存・継承しなければならない。イタリアのフィレンツェやフランスのパリ、アメリカのニューヨーク、イギリスのロンドンなど、いずれの都市も、永きにわたり文化財を大切に保存・継承してきた歴史がある。美しい花は、種を蒔き球根から丹念に時間をかけて育ててはじめて成長するのであり、切花を買ってきて、それはいずれ枯れてしまう。何事も、時間と労力をかけて鍛錬することが大切である。

短絡的な活用は、文化財を劣化・磨耗させ、長い将来においては、その活用もままならないものにすると考えます。誤解を恐れずに言えば、政府の文化政策は、「文化財活用」ではなく、「文化財消費」になる危険性を孕んでおり、「文化財消費」にならないためにも、その方策をしっかりと検討するべきである。

そもそも、文化で「稼ぐ」などという発想には無理がある。フィンセント・ファン・ゴッホの作品が生前一枚も売れなかったことが、そのことを如実に物語っている。そのような安易な活用や稼ぐのを止めて、文化財をしっかりと保存・継承し、日本の文化・芸術の発展を促していくことを政府に対して要望し、私の見解とさせていただきたい。

<参考資料>

博物館法と文化財保護法



栗原裕司「平成 20 年の博物館法改正の展開と今後の展望」より

国立美術館・博物館の独立行政法人などが準拠する文化財保護法は、国宝・重要文化財の保護に関する法律であり、1949年に法隆寺金堂壁画が消失したことが契機となり、翌年1950年に制定された。

一方、博物館法は、1946年にアメリカの社会教育施設団が来日したことが動機となり、教育基本法を上位体系とする法律として、図書館法とともに制定された。

平成20年度の60年ぶりとなる博物館法の本格的改定の議論の際には、博物館と文化財保護法のダブルスタンダードを解消し、新博物館法を制定する動きがあったが頓挫した。

指定管理者制度

2003年9月施行の地方自治法の一部改正によって、公の施設(スポーツ施設、都市公園、文化施設、社会福祉施設など)の管理方法が、管理委託制度から指定管理者制度に移行した。これまで公の施設の管理を外部に委ねる場合は、公共的団体(いわゆる外部団体)に限定されていたのを、民間事業者、NPO法人などにも可能にした。議会の議決を経て指定されれば、施設の使用許可や料金設定の権限が与えられたり、利用料を収入にすることもできる。サービス向上と経費節減を図るもので、2006年9月までの移行を義務づけられていた。

□京都府立文化博物館、京都府立堂本印象美術館、TSUTAYA、千代田区立図書館、サントリー・パブリシティサービス